

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

瀬戸市公平委員会委員長 小 池 雄 三

瀬戸市公平委員会規則第 1 号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年瀬戸市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前				
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）				
機 関		職	機 関		職		
<省略>			<省略>				
市長の事務 部局	本庁	部長 担当部長 部次長 危機管理監 参事 企画補 佐 課長 主幹 指導保育 士 課長補佐 <u>企画部秘書</u> <u>広報課の秘書係長</u> <u>企画部</u> <u>政策推進課の企画調整係長</u> <u>総務部行政課の事務管理</u> 係長及び法務係長 <u>総務部</u> 財政課の財政係長 <u>総務部</u> 人事課の人材育成係長及び 人事給与係長	市長の事務 部局	本庁	部長 担当部長 部次長 危機管理監 参事 企画補 佐 課長 主幹 指導保育 士 課長補佐 <u>経営戦略部</u> <u>政策推進課の秘書係長及び</u> <u>政策係長</u> <u>行政管理部行政</u> <u>課の事務管理係長及び法務</u> 係長 <u>行政管理部財政課の</u> 財政係長 <u>行政管理部人事</u> 課の人材育成係長及び人事 給与係長		
		<省略>			<省略>		
		児童発達 支援セン ター			センター長 副センター長 <u>園長</u> <u>室長</u>	児童発達 支援セン ター	センター長 副センター長
		こども若			<u>センター長</u> 副センター長		

	者家庭セ ンター	統括支援員			
	<省略>			<省略>	
会計管理者及びその 補助組織	会計管理者 課長 主幹 課長補佐		会計管理者及びその 補助組織	会計管理者 課長 課長補 佐	
教育委員会	<省略>		教育委員会	<省略>	
の事務部局	図書館	館長	の事務部局	図書館	館長
及びその所 管に属する 教育機関			及びその所 管に属する 教育機関	公民館	館長
<省略>			<省略>		
農業委員会の事務部 局	事務局長 事務局長補佐		農業委員会の事務部 局	事務局長 局長補佐	
<省略>			<省略>		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。